



Title	キリスト教徒日曜日訴訟判決について(東京地裁61.3.20)
Author(s)	加地, 徹
Citation	基督教学, 25, 35-38
Issue Date	1990-07-05
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/46483
Type	article
File Information	25_35-38.pdf



[Instructions for use](#)

キリスト教徒日曜日

訴訟判決について

(東京地裁61・3・20)

加 地 徹

昭和五十七年(行ウ)第一五一号 日曜日授業欠席処分取消等請求事件

主 文

一 原告澤知恵及び原告澤正恵の被告江戸川区立小岩学校長に対する訴えをいずれも却下する。
二 原告らの被告江戸川区及び被告東京都に対する各請求をいずれも棄却する。

当事者の求めた裁判

被告江戸川区小岩小学校長(以後Bとする)が前記原告(以後Aとする)の指導要録の出欠の記載において六月十三日の欠席の記載を取り消す。Aに対して各金一〇万円を支払え。BはAの請求をいずれも棄却する。

当事者の主張(請求原因)

指導要録は外部証明のための公簿的性格を有し就職や捜査照会に利用され生徒の影響が大きく企業でも病欠より事故欠を重視する。Aらは米国の小学校から編入したもので、昭和五十六年は六月七日に運動会、同月二十一日に父母参観授業(いずれも日曜日)が行われたが運動会についてはAの両親は妥協的に教会学校を定時より一時間繰り上げ、日曜参観については教会学校を二回にかけて実施した。

昭和五十七年にAらの両親は学校に公立学校は日曜日に授業をしてはならないし月曜日を代休とすることは憲法、教育基本法により保障される宗教教育との関連で公立学校としての枠をこえるものである旨の手紙を出した。しかしBは授業を実施し同日は欠席として記載されたものである。かくしてAらの授業に出席しなかった理由としてAらの両親が牧師であること、日曜日のキリスト教における意義、信教の自由としては近代人権思想の発展において中心的役割を果たしたものであること憲法二〇条の信教の自由のなかにはキリスト教徒の日曜日礼拝の自由を含むものと解されること、Aらに対して日曜日を授業日としたこと及びこれにより欠席記載をしたことは憲法二〇条に違反する違法がある。国家行為による侵

害について考察するに国家により個人の信ずる宗教的義務に反しなければならなくなった場合その逆の場合、その自由侵害を受ける国民に対して適用除外が可能であったかどうか。公教育が父母参観のために日曜日の午後に実施されたらばとか、短時間で任意の出席義務を課さぬもの、出欠記載については「その他の場合」に当たるものとするなら同級生の迫害から免れたのでないか、すなわち思引などの例にみるように授業日数から控除すること（ちなみに高校での団体参加者等の就職書類作成の大幅な解釈や職員による皆勤賞の適用解釈の柔軟性）が可能となる。Aらの授業を受ける権利の侵害についてはBが六月十四日をおける代休として休業日としたためAらには同日の授業を受けることができなかった。これはAらに対する差別であり、教育基本法三条、憲法一四条一項に違反するとともに、憲法二六条によって有する教育を受ける権利を侵害する違法な措置である。Aらの両親は、キリスト教徒、特に牧師及び副牧師としてAらへの信仰の承継と宗教教育を重視してきたが校長や担任教師らに対して委曲をつくして説明し、欠席扱いしないように意を尽し礼を尽して申入れてきたにもかかわらず本件授業を実施されたうえAらの指導要録の出欠の記録に

欠席と記載されたことを知り、子を持つ親としてまた信仰者として筆舌に尽しがたい精神的苦痛を受けた。Aらは、本件授業の実施により、両親も強く希求しAらもまた希望している教会学校への出席義務と、本件授業へ出席の強制との二つの義務の間にはさまれ、その選択に小さな胸を痛め、また、子ども仲間から「ずる休み」の眼でみられ（現にAはその前でそう言われた）、その純真な心に将来にもわたる深い刻印を残すこととなった。またAらはその通知表に欠席と記載されているのを見て重ねて大きなショックを受けた。のみならずAらは、合理的理由に基づく欠席により受けられなかった本件授業内容に見合う補充授業を受ける機会が与えられなかったことにより看過しえない損害を被った。よってAらは精神的苦痛を慰謝するための前記慰謝料を求めたものである。

当事者の主張（請求原因に対する認否）

Bの指導要録の出欠の記載行為は、児童やその保護者の権利義務に直接法律上の影響を及ぼすことのない、行政機関の内部関係における単なる事実行為にすぎず、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらぬというべきである。本件欠席の記載がAらに何らかの不利益になるこ

とはない。すなわち、東京都内の区立の小学校から中学校への進学には選抜はなく私立中学の場合も内申書の中に欠欠状況の記載をするが、小岩小学校の日曜日参観は一年に一回であり、私立中学への合否判定が左右されることはなくAらは何ら不利益を受けていないというべきである。学校教育法施行規則四七条では特別の必要がある場合は日曜日を授業日とすることができ旨規定されている。小岩小学校の通学区域は大多数がいわゆる勤労所帯に属して日曜日以外の平日の授業参観は参加が困難である。学校教育法施行令一九条、施行規則一二条の四、同法施行令三一条等により欠席記載が適法であり校長が出席しなくてもよいと認めた非常変災伝染病、進学のため受験の欠席などを考慮しても例外的取扱いをすべきいづれにも該当しないので欠席として取扱ったBの措置は適法でありAらの主張は失当である。

判決理由

出欠の記録は単なる事実行為であり児童担任教師の情報提供のものであり、Aらの権利義務に影響を及ぼすことのないものである。日曜日に授業参観をする必要性は平日参観が困難なことが認められ適切な措置であった。日曜日授業参観は公教育として法的根拠に基づいている

ものであるから午前、午後のいかなる時間帯に行うかはBの学校管理運営上の裁量権の範囲内であるということができる。Aらが本件授業に出席するか教会学校に出席するかは二者択一の形での授業実施はキリスト教徒としての信仰の自由を侵し不法行為に当たると主張するが、宗教団体の集会の日時と公教育の実施日時が重複し競合する場合は日曜日のみでなくおこりうるし、宗教、宗派ごとに重複競合の日数が異なることから、結果的に宗教上の理由により個々の児童の授業日数に差異を生じることがを容認することになり公教育の宗教的中立性を保つ上で好ましくない。宗教の地位の尊重は宗教活動の自由に教育に優先する地位を与えたり、その価値に順序づけしようにとするものではなく、政治的教養の尊重をうたうのと同様の趣旨に出たものにほかならない。Aらのキリスト教の信者が日曜日には公教育に対する出席義務から解放されて自由に教会学校に出席することができるという利益が憲法上保護される程度も先に述べた公教育上の特別の必要がある場合に優先するものではなく、本件欠席記載を違法ならしめるものではないといふべきである。授業参観を平日に実施することで補えないことは信仰の自由に対する制肘を解消することにならないから有効な

代替措置でないことは明らかである。日曜日の午後には授業を実施することも児童の心身の状態からみて午前に学習することが優れている。国民の祝日に実施することについて疑問の余地があり、新学年が開始して児童の学校生活も安定した六月に設定したことは適切であると考へられる。

以上のように簡単に事実と理由をみたのであるが具体的に「忌引」扱いのような考えはこの裁判中の考慮されなかつたのであろうか、戦時中は月月火水木金土と日曜日なしの体制であり、戦後の民主化のなかで精神的なものが要求される現在、もっと注目されてもよい裁判ではなかつたろうか、又ことなつた視点からの追求があつてもよかつたのではないか。校長が長崎の本島市長のような信念の方であつたらどうであつたらうか。日本の風土ではこのような裁判は具体的損害額が明示されぬかぎり勝訴できぬのか（売上の減額・診断書の明示など）とも感じさせられる。小岩小学校がキリスト教の信者の多い校区であつた場合や日曜授業参観が教育熱心な父母により数回に実施されるような場合、多くの宗派や本山の所在地における授業参観の場合はどうなのであろうかといふ考へさせられるものがあつた。キリスト教会のこ

の発表のあとの懇談会でAらの両親すなわち牧師についてくわしく知っている人と話すことができた。本件が法的処理の問題としてでなくもつと多くの宗教育家や父兄や民法学者などが参加して信仰と政治のかかわりについて勇氣をもつて話し合える風土は現在の日本では、迫害なしの経済発展のみの状況では、実現できぬとも思われる。旭川でも六月の護国神社祭典の音楽行進や休校など父兄や教師が児童の音楽への参加と向上の名目にその焦点を質的に転化させての平和に甘んじているのである。

日曜日授業訴訟事件はキリスト教徒の主目として神との約束と出会ひの日が教育の施行規則とかいう目先の細則により逃避されて、それは納税義務を憲法プロセスで判断しようとする主張を通達行政で片づけるという形をみせられたのと同じである。本件訴訟とは異質と見えるが神社参拝も参観と同一発想として論議を避けるキリスト者も多くなつていることも事実である。